

平成23年度

事業計画書

公益財団法人かわさき市民活動センター

平成23年度事業計画

1 取組の基本方針

当財団の使命は「川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与する」こととされています(定款第3条)。

この使命を果たすため、引き続き、市民活動の推進と青少年の健全育成を事業の2本の柱とし、取り組みます。

また、近時、当財団を取り巻く環境が大きく変化したことから、その変化への対応が喫緊の課題となっています。平成23年度は、この課題解決に向けても、力を傾注します。

(1) 市民活動推進事業

市民活動推進事業については、現下の市域では、中間支援組織としての機能をもつ民間の市民活動団体が十分には育っていないことから、当財団が全市・全領域的な中間支援組織の役割を担わざるを得ない状況にあります。

こうした状況を踏まえ、市民活動推進の各事業を展開するに当たっては、常に全市・全領域的立場から推進するとともに、中間支援組織としての業務遂行能力の向上、機能充実に取り組みます。

(2) 青少年健全育成事業

青少年健全育成事業については、こども文化センターやわくわくプラザの施設利用者の負担を基本的に無償とする市の施策展開が行われる中、平成18年に指定管理者制度が導入されたことから、人的サービスの基本となる長期的視野に立った人材の確保・育成が厳しくなるとともに、サービスの向上に伴う利用者の増加が収益の増加とならず、逆に収益の低下(人件費の出費増加)をもたらすという矛盾を抱えた事業となっています。

平成23年度から指定管理期間の二期目がスタートしますが、こうした矛盾による特定館のサービス低下を回避し、受託全53館均質のサービスの維持・向上を図るため、今後ともスケールメリットを活かすなどの工夫を凝らし、利用者の利便性に即した事業展開を推進します。

(3) 取り巻く環境変化への対応

ア 当面の諸課題

取り巻く環境の変化に伴い生じた主な課題は次のとおりです。

(ア) ガバナンス及びコンプライアンスへの対応

当財団は、昨年6月、新たな法制度のもと、公益財団法人として、神奈川県知事から認定されましたが、それに伴い、ガバナンス及びコンプライアンスの取組強化が求められています。

(イ) 派遣職員の引上げへの対応

昨年4月、これまで財団運営の中核を担っていた川崎市派遣職員9名全員の引上げが行われたことから、財団の運営を担う中核職員の確保・育成が急務となっています。

(ウ) 新たな指定管理者制度への対応

昨年度から、指定管理者指の選定に当たっては、学識経験者及び公認会計士等からなる「民間活用推進委員会」が行うこととされ、市場原理に立った観点からの評価が重要視されることとなりました。したがって、次期指定管理者応募に向けて、市場競争原理に耐え得る体質改善と効率的事業執行に、財団を挙げて取り組む必要があります。

(エ) 補助金削減への対応

平成23年度から、市の補助金の負担割合が変更となり、総務課職員の人件費と事務所経費の一部を指定管理料で負担せざるを得ない状況となりました。この経費捻出のため、指定管理業務については、より効率的・効果的な運営に取り組む必要があります。

イ 財団変革計画の策定と実施

上記の諸課題への対応は、職員の意識改革をはじめ、様々な観点から業務改善に取り組む必要があります。

平成23年度前期に、これら財団が抱える諸課題を摘出・整理するとともに、今後の財団が担う役割や事業についても再検討し、必要な措置を講ずるための「財団変革計画」を策定します。計画策定に当たっては、各部門の代表者からなる変革プロジェクトチームを編成し、現場の声の反映を図るとともに、第三者の意見・評価を取り入れ、実効性と客観性の確保を図ります。

策定された計画に基づき、順次所要の措置を講じてまいります。計画実施に当たっては、その趣旨を全職員に浸透させ、現場及び本部が一体となって、体質改善、業務改善に取り組めます。

ウ 新たな中長期計画の策定

「財団変革計画」に基づき、またその実施結果を踏まえ、新たな中長期計画を、年度内に策定いたします。

2 事業計画の具体的内容

(1) 市民活動推進事業

ア 情報提供・啓発事業

財団が担う中間支援組織の基本的役割として、市民活動団体の活動はもとより、学校におけるボランティア活動や企業の社会貢献活動など、全市域の市民活動の状況について、様々な機会を捉えて情報の収集を行うとともに、時宜に即して迅速な情報提供に努めてまいります。主な取組は、次のとおりです。

- (ア) 情報誌「ナンバーゼロ」の発行
- (イ) 「ナンバーゼロ」録音版の制作
- (ウ) ボランティア・市民活動紹介冊子の発行(川崎市社会福祉協議会と共催)
- (エ) 神奈川新聞へのコラム連載
- (オ) ポータルサイトの運営

イ 調査研究事業

上記アにより収集した情報については、データベース化を図るとともに、必要に応じて調査・分析し、その結果を今後の市民活動推進事業の展開に役立ててまいります。併せて、関係者の利用に供します。

ウ 活動促進事業

市民活動団体、企業及び行政との交流・情報交換を活発化し、各セクター間の協働関係の強化を図るため、交流会の開催等の各種事業に取り組みます。併せて、市民や市民活動団体が簡便に利用できる活動の場等の提供を行います。主な取組は、次のとおりです。

- (ア) 会議室(有料)、フリースペース(無料)等の貸出し
- (イ) かわさきボランティア・市民活動フェアの開催(川崎市社会福祉協議会と共催)
- (ウ) 市民活動交流会の開催
- (エ) 災害時ボランティア活動緊急一時助成

エ 研修・相談事業

市民や市民活動団体が、活動団体の形成や運営等に必要なノウハウを簡便に習得できる機会を確保・提供するため、各種研修会・講座等を開催します。

相談事業については、市民や活動団体が簡便に利用できる体制を維持するとともに、また専門的な相談にも応じられるよう、相談員及び職員の相談スキルの向上を図ります。主な取組は、次のとおりです。

- (ア) ボランティア・市民活動入門講座の開催(川崎市社会福祉協議会との共催)
- (イ) 市民活動基礎講座の開催
- (ウ) ボランティア・市民活動団体パワーアップ研修会の開催(一部、川崎市社会福祉協議会と共催)
- (エ) 災害ボランティア養成講座の開催

- (㉒) 市民記者養成講座の開催
- (㉓) 専門講座の開催
- (㉔) 市民活動相談業務の維持・拡充
- (㉕) NPO法人の手続に関する相談の実施（川崎市と共催）

オ 連絡調整事業

市民活動に関わる様々な分野における団体間の情報交換や連携の強化・推進を図るため、必要に応じて各種連絡調整会議を開催します。会議の開催・運営に当たっては、実施効果の共有・活用を図るため川崎市をはじめとした関係機関と連携のうえ、実施します。主な取組は、次のとおりです。

- (㉖) 川崎市関係ボランティア・市民活動推進機関ネットワーク会議の開催
- (㉗) 川崎防災ボランティアネットワークの運営
- (㉘) かわさき市民公益活動助成金交付団体交流会の開催

カ かわさき市民公益活動助成金制度運営事業

市民活動団体がより活発に活動を行えるよう、新たに活動を開始した団体の事業を対象としたスタートアップ助成と、従来の活動を充実又は拡大し行う事業を対象としたステップアップ助成A・B・Cの4つのメニューにより助成を行います。また、制度検討のためのプロジェクトを引き続き開催し、助成制度のさらなる充実を図ります。

キ 川崎市市民活動(ボランティア活動)補償制度運営事業

近年のボランティア・市民活動は多岐にわたっており、市民が安心してボランティア活動に取り組めるような環境づくりを制度化した保険として、川崎市市民活動(ボランティア活動)補償制度運営事業を川崎市から受託・実施します。

(2) 青少年健全育成事業

これまでの経験と知識を活かし、こども文化センター53館・わくわくプラザ101校を適切に管理・運営してまいります。主な取組は、次のとおりです。

ア こども文化センター運営事業

(㉙) 快適な居場所づくり

基幹業務として、こども文化センター及びわくわくプラザにおいて、子どもたちに、安全・安心かつ楽しい居場所を提供し、もって子どもたちの健全育成に貢献してまいります。

(㉚) 乳幼児の子育て支援

川崎市と連携し、子育てサークルや乳幼児親子が、気軽に利用できるような環境整備を進めるとともに、各区こども支援室や保健福祉センター等と連携し、乳幼児親子や父親の子育て支援事業を実施します。

(㉛) 中学生・高校生の利用促進

中学生・高校生の利用に際しては、主体的な活動の尊重・支援を基本とし、異年齢交流行事ほか、さまざまな工夫を凝らした行事に取り組み、中・

高生の利用の促進を図ります。

また、音楽教室のある南河原、宮崎及び白山こども文化センターについては、中・高生の地域音楽活動の拠点として利用の促進を図ります。

(エ) 地域活動拠点としての利用推進

運営協議会の意見等を踏まえ、利用方法の改善や設備・機材の拡充を順次行い、市民活動団体の活動拠点としての利用促進を図ります。

(オ) 各区運営協議会の開催

各館の運営協議会代表者参加による区単位の運営協議会を開催し、様々な情報・意見の集約を図り、地域の意見を踏まえた、地域と一体となったこども文化センターの管理・運営を行います。

(カ) 不登校児の居場所づくりの取組強化

不登校児が来館した際、より適切な対応ができるよう、職員のスキルアップを図り、不登校児の居場所づくりを進めます。

(キ) 児童の安心・安全確保

安全・安心の確保は、当財団の基本であることから、日頃からスタッフの見守り強化、遊具等の点検強化に取り組むとともに、区ごとに事故ゼロ運動を推進し、一層の事故防止の向上に努めます。

不審者等の対応については、必要に応じて職員が適切な対応がとれるよう、不審者情報をタイムリーに全こども文化センターに発信し、安心・安全の確保を図ります。

(ク) 専門相談員の巡回配置

特別な支援を必要とする児童が利用するわくわくプラザについては、スタッフに助言・援助するための専門相談員を巡回配置し、すべての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるための取組を進めます。

(ケ) わくわくプラザ学習タイムの実施

子どもたちの学習習慣の形成を図るため、ボランティアや臨時職員からなる専任アドバイザーを配置し、自学・自習を落ち着いてできる時間と環境を確保します。

(コ) 研修制度の充実

研修制度を充実させるとともに、経験や役職に応じた研修を計画的に実施し、人的サービスの基本となる職員の資質向上を図ります。

(サ) 子ども運営会議等の活動促進

川崎市子どもの権利に関する条例の精神に則り、「子ども運営会議」の意見・企画を尊重した運営を行い、行事等への子どもたちの積極的参画を促します。

また、53館の合同行事の中で「子どもサミット」を開催し、子供たちの視野拡大・自主性の向上を図ります。

(シ) 地域関係機関・関係団体との連携の強化

こども文化センター・わくわくプラザの円滑な事業運営を図るため、

- ・学校及び行政機関
- ・各区役所こども支援室
- ・子育て支援センター及び子育て広場
- ・各地域施設利用団体

などの関係機関・団体との共同事業の実施、連携強化を推進します。

また、特別な支援を必要とする児童への対応強化を図るため、

- ・発達相談支援センター
- ・児童相談所
- ・地域療育センター

などの関係機関との交流推進、連携強化を推進します。

(ス) 複数館による合同行事の開催

当財団のスケールメリットを活かし、多くの子どもたちが参加できるゲーム等の遊びを、各館共通の遊びとし、複数のこども文化センターの子どもたちが競い合う合同行事を開催し、子どもたちの輪を広げます。

(セ) 体験学習の拡充

市民活動団体のご協力をいただき、様々な体験活動を企画・実施し、子どもたちの豊かな人間形成に寄与します。

(ソ) 地域ボランティア等との協働推進

ボランティアの参加を地域に働きかけ、ボランティアの方々の知識と経験を活かした行事等を、子どもたちと共同企画するなど、地域の子どもと大人が共に遊び育み合う機会の場の提供を図ります。

(タ) 施設修繕・環境整備の推進

引き続き、NPO法人に所属する元学校用務員の方々の協力を得て、本棚の作成、転落防止柵の設置、木々の剪定等、施設の修繕・環境の整備を効率的・効果的に実施し、修繕経費の縮減を図ります。

(チ) 財政基盤の安定確保と円滑な事業運営

指定管理業務の円滑な運営の一助となすため、特別費用準備資金等取扱規則に基づき、特別費用準備資金や資産取得・改良に充てる資金を計画的に保有し、財政基盤の安定確保を図ります。

イ 子育て支援・わくわくプラザ事業

川崎市は、わくわくプラザの終了時間午後6時までに、就労等により子どもの迎えが難しい保護者のため、1時間の延長滞在事業(子育て支援・わくわくプラザ事業)を有償で実施しています。子育て支援拡充の観点から、引き続きこの事業を受託・実施してまいります。

ウ 地域子育て支援センター(児童館型)事業

この事業は、川崎市が、平成20年10月からこども文化センターで実施している事業です。当財団は「ふぁみいゆ」という愛称で受託・実施しています。

地域子育て支援策の一環として、平成23年度も、引き続き20箇所での事業を実施する予定です。

併せて、0歳から就学前までのお子さんと保護者の方が楽しく安心して遊べる場として、地域の関係諸機関と密に連携を図り、育児不安等についての相談、子育てサークル等の育成・支援、地域の保育資源の情報提供等積極的に取り組みます。

(3) 法人会計部門

ア 経営企画力の向上

事業計画の進行・進捗管理を着実にを行い、コスト削減や効果的な事業の実施などを通じ、経営基盤の強化による公益法人としての総合力の向上を図ります。

イ 人事・労務管理の適正執行

多様な雇用形態に対応するための柔軟な労務管理の推進や、財団全体の業務改善に取り組み、効率的・効果的な事業・組織等の体制整備を図ります。

また、職員のスキルアップはもとより、資質の優れた人材の育成・確保に取り組みます。

ウ 経理・会計処理の適正執行

公益法人会計基準(20年改正基準)に準拠した会計処理を確実に行うとともに、新たに定めた監事監査規程に基づく決算監査の実施など、新制度における法令・規則等の遵守を徹底します。

また、発生主義会計に基づき、期間対応分の費用を賞与引当金繰入額として継続的に計上してまいります。